



小矢部市  
Oyabe City

定例記者会見資料  
令和5年10月26日  
財政課  
TEL : 67-1760 (内線 271)

件名

令和6年度小矢部市予算編成方針について

標記の件については、別紙のとおりです。

# 令和6年度 小矢部市予算編成方針

## 第1 本市の財政状況

本市では、コロナ禍において切れ間なく市民生活の支援や地域経済の下支えを行ったことにより、令和4年度決算による市税収入は落ち込むことなく、令和5年度末の財政調整基金残高は約11億円を確保できることが見込まれます。また、一般会計市債残高は令和2年度末の186億円をピークに、令和5年度末には160億円台まで減少することが見込まれることから、本市の財政健全化指標は着実に改善しております。

一方、第7次総合計画後期実施計画の策定協議と並行して見積もった令和6年度一般財源総額は約8.8億円の要調整額が見込まれたところであります。加えて、エネルギー価格をはじめとする物価高騰対策や本年7月に発生した大雨災害に伴う市道、農業用施設等の復旧に取り組む必要があることから、引き続き、厳しい財政運営を余儀なくされていくものと見通しています。

## 第2 予算編成方針

このような財政状況の中、直面する政策課題や社会経済状況の変化に対応しつつ、近年の財政健全化の流れを更に推し進めるためにも、地域社会や市民生活の活力を底上げし、社会経済活動を活性化させることが不可欠であります。このことから、投資的事業については、「選択と集中」並びに「平準化」を図りつつ、その他の事業についても、効果を十分に検証するとともに、将来的に実益を生み出すことが見込める見直しを行うことを徹底し、計画的な財政運営を一層高めていくことが必要であると考えています。

その上で、歳出面では、「最少の経費で最大の効果を挙げる（地方自治法第2条第14項）」を基本とし、歳入面では、幅広い視野で国県支出金のみならず有効な財源の発掘に知恵を絞り財源確保に取り組むことにより、令和6年度予算編成においても、引き続き「過度な市債の借入れや財政調整基金の繰入れに頼らない予算編成」の基本方針を堅持し、将来を見据えた健全で持続可能な財政運営に向けて、以下の事項に則して編成することとします。

### 1 財政運営の指針

#### (1) 第7次総合計画に基づく計画的なまちづくり

本市の将来像である「魅力・安心・充実 しあわせ おやべ」の実現に向け、本年度策定する第7次総合計画後期実施計画に掲げる事業を着実に実施し、市民1人ひとりが「小矢部市に住んで良かった」と実感できるまちづくりを推進します。

#### (2) 行財政改革実施計画及びデジタル化推進計画の推進

行財政改革による経費の節減に加え、行政手続や経常的な業務におけるデジタル技術の活用を推進し、既存の事務事業のあり方について見直しを行うこととします。

#### (3) 市債残高の確実な縮減と将来負担の抑制に向けた取組

市債借入額は元金償還額の範囲内とすることを基本方針としつつ、令和6年度の市債借入額は前年度の当該額の範囲内とし、市債残高の確実な縮減に取り組むことにより、将来負担の抑制を図ることとします。

#### (4) 公共施設再編計画の推進

公共施設再編計画及び公共施設長寿命化計画に基づき、計画的な長寿命化対策に取り組むことを基本方針とし、ライフサイクルコストの低減に取り組むとともに、公共施設の再編を着実に前へ進めることとします。

#### (5) 将来を見据えた健全で持続可能な財政運営

中長期的な視点に立った本市の財政状況を踏まえ、費用対効果に重点を置いた事業の徹底した見直し、財源の発掘と確実な確保など、将来を見据えた健全で持続可能な財政運営に向けて、全庁的に取り組むこととします。

## 2 予算見積基準

令和6年度の予算見積りにあたっては、要調整額の解消に向けて徹底した経費の見直しを基本としながら、各部局及び各課それぞれの権限と責任をもって事業を執行できるよう、以下の基準に則して適正に見積もることとします。

### (1) 要求基準

#### ①政策的経費のうち総合計画後期実施計画計上事業

・総合計画後期実施計画における内示額（一般財源ベース）を上限として予算見積りを行うこととします。

#### ②政策的経費のうち臨時的経費（総合計画後期実施計画未計上事業）

・令和5年度当初予算額のうち政策的経費（総合計画前期実施計画計上事業分を除く）に係る一般財源総額と比べ20%削減し、その範囲内で予算見積りを行うこととします。

#### ③経常的経費

・令和5年度当初予算額のうち経常的経費に係る一般財源総額を上限として予算見積りを行うこととします。ただし、エネルギー価格高騰の影響を受ける光熱水費については、この限りでない。

※令和3年度当初予算編成時から導入した部局別シーリングを継続し、原則、部局別集計の上、基準を満たすよう見積もることとします。

### (2) 重点事業推進枠

第7次総合計画に掲げた市の将来像の実現や、ポストコロナの持続可能な成長の実現に向け、社会生活や経済構造の強化を図るため、国県の動向を踏まえながら次の「重点事業推進枠」を設け、優先的に予算付けを行うこととします。

○子育て世帯への支援関連事業

○自治体DX・GX（ゼロカーボン）の推進事業

○安全・安心なくらしの実現関連事業（防災・減災等）

○関係人口の創出・拡大に向けた地方創生推進事業

○公共施設の長寿命化対策や適正配置関連事業

7億円程度

### (3) 財源の確保

#### ①市税

市税は、市財政の根幹をなすべき財源であり、経済情勢や課税客体等を十分に把握し、課税漏れや誤りがないよう的確な課税に努め、適正に見積もることとします。

#### ②新規事業

新規事業を要求する場合は、事業のスクラップ・アンド・ビルドを基本としつつ、国県支出金のみならず、幅広い視野で有効な財源の発掘に取り組むこととします。

【例】クラウドファンディングの活用、国の外郭団体等（例：（一財）地域活性化センター、（一財）日本宝くじ協会、（独）日本スポーツ振興センターなど）の助成金の活用

#### ③ふるさと納税及び企業版ふるさと納税

ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の獲得を念頭に、関係人口の創出・拡大に資する事業について、関係課が庁内横断的に連携し、取り組むこととします。

### (4) 特別会計予算

独立採算制の原則に十分留意し、事務事業の効率化や合理化、経費節減に努めることとします。また、国は一般会計からの繰出金（基準外繰出）に厳しい目を向けており、安易に一般会計からの繰入金に頼ることのないよう、徹底して事業、財源等を見直しを行うこととします。